

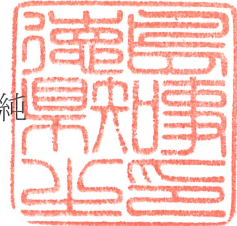
産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県阿波市阿波町北正広 183 番地

氏 名 有限会社大塚クリーンリネス
代表取締役 大塚 剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。
第 14 条の 2 第 1 項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和 5 年 5 月 26 日

許可の有効年月日 令和 10 年 5 月 11 日

1. 事業の範囲

(1) 許可の種類

中間処理(焼却、破碎、加熱圧縮)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

焼却：廃プラスチック類(他の廃棄物に少量付着したものに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず

(以上 4 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類、動植物性残さ

(以上 9 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

加熱圧縮：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

(以上 4 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供する全ての施設

2、3 ページに記載のとおり

3. 許可の条件

破碎施設については、稼働時間を午前 8 時から午後 5 時までの 8 時間以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

3 ページに記載のとおり

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有・無

2. 事業の用に供する全ての施設

種 類：焼却施設 (NW-301型)

設 置 場 所：徳島県阿波市阿波町北正広 1 7 6 番 2

設置年月日：平成15年 2 月 28 日

処 理 能 力：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 1.55 t / 日 (8 時間)

種 類：破碎施設 (MHM-200BH)

設 置 場 所：徳島県阿波市阿波町北正広 1 7 6 番 2、1 8 3 番

設置年月日：令和元年 9 月 27 日

処 理 能 力：木くず 80t/日 (8 時間)

許可年月日：令和元年 6 月 10 日

許 可 番 号：1 0 2 8

種 類：破碎施設 (DAP-54型)

設 置 場 所：徳島県阿波市阿波町北正広 1 8 3 番

設置年月日：平成29年 2 月 22 日

処 理 能 力：廃プラスチック類 4.11t/日 (8 時間)

紙くず 1.80t/日 (8 時間)

繊維くず 1.31t/日 (8 時間)

ゴムくず 4.97t/日 (8 時間)

金属くず 4.80t/日 (8 時間)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 4.61t/日 (8 時間)

種 類：破碎施設 (WL-10)

設 置 場 所：徳島県阿波市阿波町北正広 1 8 5 番、1 9 5 番 8

設置年月日：令和 3 年 5 月 1 0 日

処 理 能 力：廃プラスチック類、木くず、繊維くず 2.4t/日 (8 時間)

種 類：加熱圧縮施設 (MH-55)

設 置 場 所：徳島県阿波市阿波町北正広 1 8 5 番、1 9 5 番 8

設置年月日：令和 3 年 5 月 1 0 日

処 理 能 力：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 2.4t/日 (8 時間)

種 類：破碎施設 (RPC-60160-200型)

設 置 場 所：徳島県阿波市阿波町北正広 1 8 9 番、1 9 5 番 1、1 9 5 番 8、
2 3 6 番 5、2 3 6 番 6

設置年月日：令和 3 年 7 月 20 日

処 理 能 力：廃プラスチック類 20.0t/日 (8 時間)

紙くず 20.3t/日 (8 時間)

木くず 20.4t/日 (8 時間)

繊維くず 20.1t/日 (8 時間)

ゴムくず 20.1t/日 (8 時間)

金属くず 20.5t/日 (8 時間)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 20.2t/日 (8 時間)

がれき類 20.1t/日 (8 時間)

動植物性残さ 20.3t/日 (8 時間)

許可年月日：令和 3 年 6 月 2 1 日

許 可 番 号：1 0 3 6



種 類：破碎施設 (SG100D)
設 置 場 所：徳島県阿波市阿波町北正広 1 9 5 番 1、1 8 5 番、1 8 9 番
1 9 5 番 8、2 3 6 番 5、2 3 6 番 6
設 置 年 月 日：令和 6 年 9 月 9 日
処 理 能 力：廃プラスチック類 23.2t/日 (8 時間)
木くず 36.0t/日 (8 時間)
がれき類 214.4t/日 (8 時間)
許 可 年 月 日：令和 6 年 3 月 1 1 日
許 可 番 号：1 0 4 8

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 5 月12日	新規許可	
平成16年 2 月25日	変更許可	(破碎(木くず)の追加)
平成20年 6 月13日	更新許可	
平成25年 7 月 3 日	更新許可	
平成25年11月 7 日	変更届出	(処理施設(破碎)の変更)
平成29年 5 月30日	変更許可	(破碎(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加)
平成30年 6 月11日	更新許可	
令和元年10月10日	変更届出	(破碎施設(MHM-200BH)の追加、破碎施設(ワットおが2600)の廃止)
令和 2 年 5 月19日	変更届出	(住所及び代表者の変更)
令和 3 年 6 月28日	変更許可	(加熱圧縮(廃プラスチック類、木くず、繊維くず)の追加、処理施設(破碎、加熱圧縮)の追加)
令和 3 年 7 月29日	変更届出	(処理施設(破碎)の追加、事業場の所在地の追加)
令和 5 年 5 月26日	更新許可	
令和 6 年10月11日	変更届出	(破碎施設(SG100D)の追加)
令和 7 年 1 月17日	変更許可	(破碎(がれき類、動植物性残さ)の追加、加熱圧縮(紙くず)の追加)

以下余白

